

4. 認知症についての相談窓口

◆地域包括支援センター

高齢者のなんでも相談窓口です。お気軽にご相談ください。



▲市 HP

< 綾部市地図 >



【東部地域包括支援センター】
山家・口上林・中上林・奥上林

【中部地域包括支援センター】
綾部・中筋・吉美・西八田・東八田

【西部地域包括支援センター】
豊里・物部・志賀郷

綾部市東部地域包括支援センター

所在地 綾部市十倉名畑町欠戸29-1
(いこいの村・とくら福祉センター内)

電話 21-5295

FAX 21-5296



綾部市中部地域包括支援センター (令和7年4月移転)

所在地 綾部市新宮町91
(綾部市ハート交流センター内)

電話 43-2888

FAX 45-4521



綾部市西部地域包括支援センター

所在地 綾部市栗町土居ノ内31
(綾部市ふれあいの家2階)

電話 21-5011

FAX 21-5106



綾部市地域包括支援センター（綾部市全域）

所在地 綾部市若竹町8-1
(綾部市役所 地域包括支援課内)

電話 42-4262

FAX 42-0048

◆介護支援専門員(ケアマネジャー)

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役で、居宅介護支援事業所等に所属しています。介護のことや認知症のことなど、ご相談ください。

詳しくは、介護保険のパンフレットをご覧ください。

◆京府中丹東保健所 保健課

【所在地】 舞鶴市字倉谷1350-23

【連絡先】 電話 0773-75-0805(代表) FAX 0773-76-7746

電話相談

◆京都府認知症コールセンター(京都府事業)

認知症に関する知識や介護の仕方など、なんでもお気軽にお尋ねください。

相談日時：月～金曜日の10時00分～15時00分

※土、日、祝日、お盆(8月13日～8月16日)、年末年始(12月27日～1月5日)を除く

【連絡先】 電話 0120-294-677(フリーダイヤル)

◆公益社団法人 認知症の人と家族の会

認知症に関する知識や介護の仕方など、なんでもお気軽にお尋ねください。

相談日時：月～金曜日の10時00分～15時00分

※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【連絡先】 電話 0120-294-456(フリーダイヤル)

携帯電話・スマートフォンからは 050-5358-6578

◆京都府若年性認知症コールセンター(京都府事業)

65歳未満の方の認知症に関する相談に応じます。

相談日時：月～金曜日の10時00分～15時00分

※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【連絡先】 電話 0120-134-807(フリーダイヤル)

◆認知症あんしんサポート相談窓口

認知症に関する不安や悩み、介護の方法等について、
認知症ケアに習熟した施設職員が個別に丁寧に対応します。
※家庭訪問可能な場合もあります。



グループホームたのやま

所在地 綾部市田野町田野山2-183
電話 40-1237



にしやた松寿苑

所在地 綾部市岡安町大道16
電話 44-8007



グループホーム京都綾部こすもすの郷1号館

所在地 綾部市高津町遠所1-621
電話 40-1230



グループホーム京都綾部こすもすの郷2号館

所在地 綾部市高津町遠所1-621
電話 40-1230



うえすぎ松寿苑デイサービスセンター

所在地 綾部市上杉町花ノ木2-3
電話 44-8100



5. 運転について

○判断能力が低下する前に

もの忘れが出てきてから、運転をやめて生活の仕方を変えることはご本人の不安や混乱を招くことがあります。

安全に運転できている時から、運転について家族で話し合っておきましょう。

話し合っておくとよいこと

- ・運転が必要なのはどんな時か（受診、買い物、趣味など）
- ・いつ運転を卒業するか
- ・運転を卒業した時に、利用できる移動手段は何か



○運転が心配になってきたら

- 運転を続けることや運転免許証の自主返納などについて、警察署で相談することもできます。

【連絡先】 安全運転相談ダイヤル 電話 # 8080
綾部警察署交通課 安全運転相談窓口 電話 43-0110

- バスに乗る、ご家族が運転する車に乗る等の方法で出かけられないか、考えましょう。

運転免許証を有効期間内に自主返納された方に、あやバス回数券(3,000 円分)もしくはあやバス健康長寿定期券1ヶ月分(3,000 円分)を一回に限り無料交付します。

※申請時に65歳以上の方は、回数券か健康長寿定期券の選択ができます。

運転免許証返納後、1年以内に申請してください。申請には、公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

【申請先】 綾部市市民協働課
電話 42-4248 FAX 42-4406



▲市 HP

- 受診などには、移送サービスを利用する方法もあります。

綾部市在宅高齢者移送サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者世帯の方を対象に、医療機関、福祉施設、公的機関への送迎をします。

運転協力費として、あやべ福祉フロンティアが定める利用料が必要です。

ご利用にあたっては、利用登録が必要となります。

※利用登録時に「年会費」2,000 円が必要です。

以降利用を継続される場合は、毎年「年会費」が必要です。

【申込先】

特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア

電話 40-2363



▲市 HP



▲フロンティア HP

- 買い物は、宅配のサービスを頼む、移動購買車を利用する方法などがあります。

- シルバー人材センターに家事や簡単な作業を依頼する方法もあります。

買い物、ゴミ出し、掃除などの家事、植木の水やり、電球の交換などの簡単な作業を行います。事前に作業内容などをご相談ください。

30 分以内の作業は1回 600 円、1時間以内の作業は1回 1,200 円です。

【申込先】公益社団法人 綾部市シルバー人材センター

電話 42-9030



▲シルバー人材センターHP

6. 成年後見制度について

成年後見 はやわかり



▲厚生労働省 HP

◆成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの管理、相続手続きや、介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行う制度です。

◆成年後見制度に関する相談先

綾部市成年後見支援センター (こうけん・あやべ)

- ・綾部市地域包括支援課 電話 42-4262 FAX 42-0048
- ・綾部市社会福祉協議会(新宮町) 電話 45-4520 FAX 45-4521



地域包括支援センター (6ページに連絡先を掲載)

◆成年後見制度の種類

・任意後見制度

将来判断能力が不十分になったときに困らないように、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活や財産管理に関する事務について代わりにしてもらい契約を結んでおく制度です。

【申請先】福知山公証役場 電話 0773-23-6309

・法定後見制度

本人、配偶者、親族、市長などの申し出により家庭裁判所が選任する法定後見人が、契約行為の補助や代理など、本人の判断能力の状況に応じて支援してくれる制度です。

【申請先】京都家庭裁判所 福知山支部 電話 0773-22-3663

判断能力は十分でないが契約の内容を理解できる方は、以下の事業を利用できます。

◆日常生活自立支援事業

高齢者、知的障害や精神障害のある方で、福祉サービスを利用するための手続きの仕方がよくわからない、毎日のお金の管理をするのがひとりで不安な方などの支援を行います。

【申請窓口】綾部市社会福祉協議会(新宮町) 電話 45-4520 FAX 45-4521